

令和8年6月9日

大阪市保健所長 殿

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 611-1
株式会社薫製倶楽部 代表取締役 森 雅昭
TEL: 086-483-0602 E-mail: sales@kunsei.co.jp

質問書

貴所の公文書に、以下の二つの記載があります。

- 【記載①】** 令和8年4月20日付け大大保第8033号
「『プベルル酸』という用語を使用するという本市としての意思決定は行っていない」
- 【記載②】** 令和8年5月21日付け大大保第8072号
「食中毒の対応において、プベルル酸の存在を前提としていた」

【質問】

「意思決定はしていない」のに「前提としていた」とは、どういう意味ですか。

日本語として矛盾しています。説明してください。

※令和8年6月16日までに文書にてご回答ください。